質　問　書（回答）

2023 年　4 月　10 日

「アジア地域ソーシャル・スタートアップ支援メカニズム具体化に向けた情報収集・確認調査（QCBS）」
（公示日：2023 年 3 月 22 日／調達管理番号：22a00965）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号 1 から 6 は、4/3 に回答済です。今回追加で、通番号 7 から 13 の回答を行います。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P. 8 １２．資金協力本体事業への推薦・排除	本案件に続く無償協力本体事業のコンサルタントになることは、本業務で検討する無償資金協力を活用したインパクトファンドの運営主体（GP）になることを排除するものであるか？ （補足） 無償資金協力の「見返り資金」を活用して作るファンドを想定するのであれば、そのファンドの運営主体（GP）になることは、仮に無償資金協力本体事業のコンサルタントをやっていても問題はないと理解してよいか。	現時点では、インパクトファンドがどのように形成されるか明らかでなく、先方政府と今後詳細につき協議をしていくこととなりますが、現時点での当機構の想定では、インパクトファンドの運営主体となることを排除するものではありません。 本事業では無償資金協力の「見返り資金」については、先方政府が活用する先方政府の資金であることから、その活用は現時点では想定していません。
2	P.16 （3）対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の検討	「なお、対象国政府の政策　（中略）、 対象国の関連省庁の行政官を対象に本邦招へい（対象人数5～10名、期間1週間程度を想定するが提案により変更可）を実施する。」 とあるが、これは対象 3 か国の合計で5～10 名を招へいするということでよいか？	企画競争説明書28ページ脚注に記載のとおり、対象 3 か国から合計 5～10 名の招へいを 2 回実施することを想定しています。実際の招へいプログラムについては発注者と協議の上、決定いただきます。なお、本邦招へい受入れに関する業務人月は 1.0（0.5×2 回）を想定しています。
3	P.18 （5）対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進するパイロット	「日系企業（日系スタートアップを含む）・研究機関が保有する有用な技術と現地のスタートアップ　（中略）その計画の具体化を一定期間（数か	日系企業等と現地スタートアップとのマッチングメカニズムの検討という目的に沿ったものであれば、PMF 支援を行った一部の企業に対して追加

	事業の実施と結果の取り纏め	月程度）支援し、（中略） マッチングの仕組み化の具体化に必要な事項を検討する。」とあるが、PMF 支援と同マッチングあくまで独立したものであり、PMF 支援を行った一部の企業に対して追加で数か月のマッチングを行うことと理解してよいか？	でマッチングを行うことを排除するものではありません。 効果的な支援方法の検討により効果的かつ効率的なマッチングとその仕組みの具体化に必要な事項については PMF 支援を通じて検討いただきますが、状況に応じて追加でマッチングを行うことも可能です。
4	（同上）	PMF の期間は 3～5 ヶ月程度の実施を想定しているが、その理解か？	パイロット事業の内容次第ですので、一律の期間を想定するものではありません。履行期限内で完了いただける前提であれば、柔軟に実施いただくことは可能です。
5	P.31 プロポーザル評価配点表	「（3）業務従事者の経験・能力：インパクト投資ファンド」において、「エ）その他学位、資格等：4点」とあるが、同業務が複数国の法令を調査することを勘案し、「ウ）語学力」と配点を按分されてはどうかと思うがいかがか？	プロポーザル評価配点について、企画競争説明書に記載の配点を変更することはありません。
6 （修正事項）			企画競争説明書28ページに記載の定額計上費目のうち、本邦研修（本邦招へい）にかかる経費の「金額に含まれる範囲」について、別紙のとおり人月を修正します。 （修正前） 「受入期間の業務人月（パイロット事業分野、3号を想定」0.5 人月の報酬、及び国内業務費 （修正後） 「受入期間の業務人月（パイロット事業分野、3号を想定」1.0 人月の報酬、及び国内業務費

7	p.10　第 3 章（1）調査の目的	本調査の成功の定義について、お伺いします。調査結果から具体的なファンドの組成やエコシステム形成に関する技術協力案件案が出てくることが最終的な目的との理解であっていますでしょうか。その場合 PMF に関するパイロット事業における個社の成果（例えば参加企業がその後いくらの投資を獲得できたか）は、上記とは異なる目的に対する成果、あるいは間接的な成果との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおり、本調査は、対象国におけるソーシャル・スタートアップ育成のためのエコシステム形成やファンド組成に係る技術協力及び資金協力の方法等について検討することを目的としています。 パイロット事業の PMF については、試行的な事業化計画の策定支援及び試行的実行支援等の実施に含まれ、その結果を総括する形でエコシステム形成の効果的な支援手法が検討されることを目指すものですが、ご認識の通り、個社の成果も、支援手法が効果的であったことを示す証左であり、間接的に調査の目的に合致するものと考えています。
8	p.14　(8)パイロット事業 ③PMF の検証パターン	PMF 検証のパターンとして（ア）～（ウ）を挙げられています。 具体的な PMF の事業内容を決めていく過程で（ア）（イ）（ウ）いずれの検証パターンで行うかも決まっていくとの認識です。 そのため、プロポーザルの記載の前提として（イ）とありますので、プロポーザルには（イ）の内容で記載致しますが、プロポーザルや契約交渉段階では、検証パターンは確定されず、本活動開始後に検証パターンが決まるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、PMF 検証方法については本調査の中で検討し、決定されます。
9	p.14　(8)パイロット事業 ④日系企業とのマッチング	マッチング対象の企業として「日系」であることは必須でしょうか。 ODA 事業の性質上、「日系」の必要性につい	本調査では、日系企業とのマッチングメカニズムの試行と検討を行い、その結果から、日系企業とのマッチングの仕組みの具体化に必要な事項

		て理解できるものの、マッチングにあたっては、以下がポイントになると考えます。 ① より有用な技術の可能性を探るために、対象を広げることが重要 ② 途上国におけるビジネスを考えた際に海外進出をリスクと考える企業も一定数存在する。特に確実性が低いスタートアップとのビジネスはその傾向が強い以上をふまえ、マッチング対象のメインを日系企業とするものの、アジア地域に強い海外の企業もマッチング対象として、本活動を推進することは可能でしょうか	を検討します。原則として日系企業とのマッチングを前提としつつ、対応が難しい場合はパイロット事業の内容も踏まえ、個別に検討します。
10	p.17 第 5 条(4))対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する官製・官民インパクト投資ファンドの組成に関する検討	インパクト投資ファンドの組成において、JICA が LP として投資をする可能性はありますか	現時点では、インパクト投資ファンドがどのように形成されるか必ずしも明らかではなく、調査の中で詳細に検討を行います。第1章第11条で示唆する通り、無償資金協力により相手国政府を通じて当該インパクト投資ファンドに資金拠出することも検討対象となる可能性があります。
11	p.18 第5条(5))対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進するパイロット事業の実施と結果の取り纏め	現地国スタートアップの対象市場は日本市場ではないケースが中心と想定されますが、本邦招聘の目的は主として日本企業等とのマッチングを念頭に置かれているでしょうか	本案件では、対象の異なる本邦招へいを各 1 回ご提案いただきますが、ご質問いただきました「PMF にかかるスタートアップ」を対象にした本邦招へいでは、ご理解の通り日本企業等とのマッチングを主な目的とし、投資家も含めた日系企業とのネットワーキング、日本の事例を参考に革新的なビジネスアイディアの創生等も含まれることを想定しています。

12	p.27　3. プレゼンテーションの実施	日本人以外のメンバーを副業務主任として提案させていただく場合、プレゼンテーションに通訳を(弊社費用で）同伴させることは可能でしょうか	企画競争説明書6～7ページに記載のとおり、本案件は副業務主任者を含む業務管理グループでの提案は不可となります。また、プレゼンテーションは日本語のみで行いますので、通訳の同伴はできかねます。
13	p.31 別紙 3 プロポーザル評価配点表	業務主任者について、副主任者を含めた業務グループでの提案を行うことの可否と、可とする場合の配点についてご教示ください	企画競争説明書6～7ページに記載のとおり、本案件は業務管理グループでの提案は不可となります。

以　上

別紙

（4）定額計上について

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費[14]	第 2 章第 5 条（３）対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の検討、および同条（５）対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進するパイロット事業の実施と結果の取り纏め	11,151,000 円	受入期間の業務人月（パイロット事業分野、3 号を想定）1.0 人月の報酬、及び国内業務費	報酬、及び国内業務費
2	PMF 検証活動に係る再委託費	第 2 章第 5 条（３）対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進する技術協力の検討	120,000,000 円		再委託費
3	ピッチイベントに係る経費	第 2 章第 5 条（５）対象国のソーシャル・スタートアップ育成を促進するパイロット事業の実施と結果の取り纏め	1,400,000 円		セミナー等実施関連費